

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月及び同年3月並びに同年6月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年2月及び同年3月
② 昭和62年6月から同年10月まで

年金記録を確認したところ、昭和62年2月と3月、同年6月から10月までが未納となっていたが、同年4月分及び5月分は納付済みなのに、その前後の期間が未納となっているのは年金記録がおかしいと思う。私は50年に国民年金に加入した後、厚生年金保険に加入している期間以外は国民年金保険料を納付してきたので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納期間が無く、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間①及び②のいずれの期間についても、申立期間前後の期間の保険料を現年度納付している上、申立人が納付したとする申立期間当時の保険料額は当時の保険料額とおおむね一致しており、申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立期間のうち、申立期間①について、申立人は、「店を経営しており、収入は安定していた。」としているところ、申立人の生活状況にも変化はみられないことから、申立期間①の2か月のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間のうち、申立期間②について、申立人は、「昭和62年9月か10月ごろにA市からB市に転居し、同年11月に厚生年金保険被保険者となるまでは、A市の銀行で納付書により国民年金保険料を納付していた。」としているところ、市役所では、申立期間当時、年度当初に1年度分の納付書をまとめて発行していたと思われるとしており、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から48年12月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、A社B営業所での勤務の後、昭和43年7月1日からA社C営業所の所長に就任したが、その際、事業主から、「所長になると個人事業主として取り扱われるので、社会保険には自分で加入するように」と指導されたため、所長に就任した直後に市役所で、夫婦二人分の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。

私達夫婦は、共働きで自宅にいなかったため、国民年金保険料については、市役所に頼んで、仕事場であったC営業所まで集金人に来てもらって納付していた。昭和52年に、納付方法を口座振替に変更するまで、夫婦二人分の保険料を領収書と引き換えに納めていた。

当時の行政の不手際の可能性も考えられることから、未納とされている期間について徹底した調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和49年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点においては、当該期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付できない上、43年7月ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、市における国民年金保険料の収納方法は、昭和47年度までは印紙納付及び国民年金手帳への検認印の押印によるものであり、当該期間の保険料は領収書と引き換えに納付し、国民年金手帳は使わずに自宅で保管してい

たとする申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 一方、申立期間②については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時点(昭和49年5月)からみて過年度納付が可能であり、社会保険庁の記録によると、申立人の妻の当該期間に係る保険料は過年度納付されている上、当該期間直後の同年4月から同年9月までの国民年金保険料については、夫婦共に過年度納付していることが確認できる。このことから、申立人についても妻と同時期に申立期間②に係る過年度納付書が発行されていたと考えるのが自然であり、かつ、申立人夫婦は、昭和49年10月以降も現年度納付12か月、過年度納付3か月と保険料を一緒に納付していることからみて、申立人が、申立期間②に係る妻の保険料のみを納付し、自身の保険料を未納とすることは考え難い。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から57年3月まで
② 平成12年4月及び同年5月

私は、昭和49年8月に会社を退職後、市役所に国民健康保険の手続を行ったところ、国民年金と国民健康保険はセットで加入しなければならないと言われたので、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、最初は私が自身で納付してきたが、前妻が会社を退職してからは、前妻が私の保険料も一緒に納付してくれた。また、申立期間②について、私は平成12年に病気を患ったが、送られてきた納付書により、郵便局で保険料を納付した。

それぞれの申立期間について、保険料を納付した記録になっていないことに私は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年3月1日に払い出されていることが確認できる上、市が管理する国民年金被保険者名簿では、申立人の最初の異動日(新規資格取得日)が57年3月と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われたことがうかがえる。したがって、この時点では、申立期間①の大部分については、時効により国民年金保険料を納付できなかった期間である。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立期間①のうち、56年3月から57年3月までの期間については、強制加入期間として管理されており、納付書が発行されていたことがうかがえる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の前妻は、昭和56年3月に厚生年金保険から国民年金への切替えを適正に行っている上、同月以降の国民年金加入期間に保険料の未納が無いことから、国民年金への加入意識及び納付意識の高さがうかがえる。

したがって、申立期間①のうち、申立人の前妻が国民年金保険料の納付を開始した昭和56年3月から57年3月までの期間については、前妻が申立人の保険料を納付したと考えても不自然では無い。

一方、申立期間①のうち、昭和49年8月から56年2月までの期間については、申立人は、49年8月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行ったとしているが、49年8月ごろに、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②については、当該期間の直後の平成12年6月分の国民年金保険料について、時効が成立する直前の14年7月29日に過年度で納付されていることが確認できることから、申立期間②の過年度納付書は時効により発行されなかったことがうかがえる上、このころは、社会保険庁は国民年金保険料の収納を電子的なデータチェックにより行っていたことから、申立人の納付記録の漏れや入力誤り等があったとは考え難い。

さらに、申立期間①のうち、昭和49年8月から56年2月までの期間及び申立期間②については、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの期間及び同年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年10月から58年3月まで
② 昭和58年7月から61年3月まで

私は、昭和50年当時在住していた市役所で国民年金に任意加入した。56年にA地区に転居した後は、国民年金保険料を納付するために市役所支所に年に3、4回赴き、保険料を納付してきた。

しかし、平成20年にねんきん特別便の記録を見て、A地区での記録の一部が未納とされていることが分かった。当時の領収書は今では無いが、未納無く保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月13日に任意加入した際に、同時に付加保険料も納付するように申出をしている上に、申立期間以外に未納記録は無いことから、任意加入して以降の申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付方法について、市役所支所において納付書で納付したと主張しているところ、市役所が保管する国民年金収滞納一覧表を見ると、申立期間①及び②当時の保険料の収納形態は納付書で行っていた記録となっており、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、申立期間①及び②のそれぞれの前後を通じて生活状況に大きな変化は見られず、申立人の夫は継続して同一企業に勤務していることから、申立人の経済状況は引き続き安定していたと推認され、納付意識の高い申立人が国民年金に任意加入したままの状態でありながら、申立期間①及び②の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から48年12月まで
② 昭和61年7月から同年12月まで

私の夫は、A社B営業所での勤務の後、昭和43年7月1日から同社C営業所の所長に就任したが、その際、事業主から、「所長になると個人事業主として取り扱われるので、社会保険には自分で加入するように」と指導されたため、所長に就任した直後に市役所で、夫婦二人分の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。

私達夫婦は、共働きで自宅にいなかったため、国民年金保険料については、夫が市役所に頼んで、仕事場であったC営業所まで集金人に来てもらって納付していた。夫は、昭和52年に、納付方法を口座振替に変更するまで、夫婦二人分の保険料を領収書と引き換えに納めていた。

当時の行政の不手際の可能性も考えられることから、未納とされている期間について徹底した調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和49年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点においては、当該期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付できない上、43年7月ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、市における国民年金保険料の収納方法は、昭和47年度までは印紙納付及び国民年金手帳への検認印の押印によるものであり、当該期間の保険料は夫が領収書と引き換えに納付し、国民年金手帳は使わずに自宅で保管し

ていたとする申立人の主張と相違する。

さらに、申立人の夫が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 一方、申立期間②については、社会保険庁の記録では国民年金保険料が未納となっているものの、申立人夫婦の当時の住所地を管轄していた市役所が保有する、申立人に係る国民年金被保険者納付記録カードの昭和61年度納付欄を見ると、当初は未納とされていた当該期間の保険料が、その後、斜線で訂正され、納付済みの記録に改められていることが確認できる。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

結婚してすぐに国民年金の加入手続を妻が行った。その後、妻は私の納付記録に未納期間があることを知り、さかのぼって保険料を納付することを希望したところ、数か月後に社会保険事務所から昭和45年度及び46年度の24か月分の納付書が郵送され、市役所内の銀行で納付した。その後、再び同じ期間の督促状が送られてきたので、納付場所と金額を申し出て調べ直してもらい、その結果、社会保険事務所からお詫びのメモと同期間の納付を確認した書類が送付されたため、これで大丈夫と安心していた。

ところが、平成16年5月に、妻が私の厚生年金保険の請求手続を行った時、申立期間が未納のままであることが分かり、社会保険事務所に申し出たが取り合ってもらえなかった。以前に受け取った書類は16年1月までは残していたが、厚生年金保険の裁定請求の書類を整えた後に処分した。国民年金の給付を待たず処分したことが悔やまれる。ぜひ詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、結婚して間もなく、申立人が国民年金に加入していなかったことが分かったので、昭和47年4月28日に市役所で申立人の加入手続を行い、その際、過去2年度分の過年度納付を希望したところ、後日、社会保険事務所から過年度納付書が送付され、市役所内の銀行窓口で保険料を納付したと主張しているところ、市によると、納付可能な期間を最大限さかのぼって過年度納付する申出があった場合に限り、社会保険事務所へ連絡し、社会保険事務所から納付書を送付していたとしており、申立人の主張と一致している。

また、申立人は、過年度納付を行った数か月後に、当該期間の納付書が再度送付されたため、市役所を介して社会保険事務所へ事情を説明したところ、確かに納付されていたとして、お詫びの手紙が送られてきたとしているところ、社会保険事務所によれば、一般的に事務上のミスがあった場合には、お詫びの手紙を送っていたことがあるとしており、申立人の主張の信憑^{びよう}性は高いとみられる。

さらに、申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き、60歳に達するまで国民年金保険料をすべて納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで

申立期間当時、私は伯父の店を住み込みで手伝っており、その伯父が市役所で加入手続をしてくれている。伯父から「今、保険料を支払っている。60歳になったら年金という形でかえてくるよ。」と手帳を見せてもらった記憶もある。伯父は厳格な人で、娘と分け隔て無く接してくれ、娘同様に私の嫁入り支度もすべて準備してくれているので、保険料も家族の分と一緒に支払ってくれているはずである。よく調べて下さい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、同居していた伯父が、その家族と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間について、同居の親族である伯父、伯母及びその長女はすべて納付済みである。

また、申立人の伯父の長女は、「父は、申立人が20歳のころに、市役所で申立人の加入手続を行い、保険料の納付については、申立人を含む4人分の保険料を集金人に納付し、年金手帳にそれぞれ検認印を押してもらった記憶がある。また、両親は、申立人を実の娘のように可愛がっており、申立人の嫁入り道具一式も両親が準備した。」と証言しており、申立人の主張の信憑性は高い。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の伯父及び伯母は、国民年金への加入手続を行った以降、国民年金保険料をすべて納付しており、伯父及び伯母の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年12月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足と同時に加入し、国民年金保険料を欠かさず納付してきた。特に、口座振替により保険料の納付ができるようになってからは、私名義の口座から二人分の保険料を納付してきた。ところが、申立期間について、妻の年金記録は「納付」となっているにもかかわらず、私の年金記録だけが「未納」となっており、納得できない。

また、今回、「ねんきん特別便」で、私の厚生年金保険の加入期間が新たに見つかった。その原因は、私の名前が「甲」では無く、誤って「乙」とされていたことによるものだった。同様に国民年金についても記録の誤りが生じていると思われるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立人の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の妻は申立期間について納付済みとなっている上、申立人が所持する国民年金手帳及び市が保管する申立人の妻に係る検認記録によると、納付日が確認できるすべての納付について、申立人とその妻は同日に国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人が所持する昭和59年分及び61年から63年までの分の確定申告書(控)に記載されている国民年金に係る社会保険料の控除額は、それぞれ、申立人及びその妻の現年度分の国民年金保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年9月まで

私は、夫が転職を繰り返していたので、将来に不安を感じ、時期は定かではないが、市役所支所で国民年金の加入手続を行った。その時に、職員から納付書の交付を受け、昭和51年10月からの保険料を納付したのに、未納となっている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行って以降、国民年金保険料の未納が無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行っていることが社会保険庁の記録から確認でき、納付意識が高いことがうかがえる。

また、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、第3回特例納付が行えた期間（昭和53年7月から55年6月まで）内である54年12月27日に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立期間の直後の昭和52年10月から54年3月までの期間の保険料について、申立人はさかのぼって納付した記憶も保険料金額の記憶も無いとしているものの、社会保険庁及び市の記録によると、加入手続直後の55年1月に4万5,600円の保険料を過年度納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料（4万8,000円）を特例納付により納付したと考えるのも不自然では無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月及び53年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月
② 昭和53年4月から55年3月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和49年7月と昭和53年度と54年度の2年間で未納となっていました。私は、昭和44年に国民年金に加入し、加入後は妻が私の国民年金保険料を欠かさず納めてくれていました。

保険料を納めるのが遅れた時期もあったかもしれませんが、保険料を未納のままにしておくことはありませんでした。私の年金記録を回復して、安心して年金で暮らせるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがえる上、申立人の保険料を納付していた申立人の妻が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しており、申立内容には信ぴょう性の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、その前後の期間の保険料が納付済みである上、申立人及びその妻は、「昭和49年にA市からB市へ引っ越しをしたが、8月及び9月分の領収書がB市の発行となっているので、7月の保険料についてもB市で納付していたと思う。」と供述しているところ、同市は、他の市から転入してきた場合、転入前の現年度保険料については確認した上で、納付書を作成していたとしており、申立人の主張に不自然な点はない。

さらに、申立期間②については、当該期間の直前の未納であった6か月分(昭

和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで) の保険料を当該期間中に過年度納付している上、その他の被保険者期間にも国民年金保険料を過年度納付していることがうかがえることから、納付意識の高かった申立人の妻が、申立期間②の国民年金保険料を現年度又は過年度納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間①及び②の期間について、仕事は安定し、住所の変更などの生活環境に大きな変化は無かったとしており、国民年金保険料の納付が困難となる事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和58年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月1日から59年5月15日まで

私は、昭和58年12月1日から59年7月1日までの間、A社において勤務したと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、「当時の人事記録及び賃金台帳等は残っていないが、申立人については昭和58年11月20日ごろに面接して採用し、同年12月1日から厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除していた。」旨を証言している。

また、元事業主及び複数の元同僚は、「当時、勤務と同時に厚生年金保険に加入しており、試用期間は無かった。」旨を証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和59年5月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、廃業により当時の記録が無いため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年5月1日まで厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和26年4月の標準報酬月額は、4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和34年12月12日から35年12月11日まで

私は、昭和26年4月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した。所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日も同日となっている。また資格喪失日についても35年12月10日であり、記録が間違っている。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和26年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したと主張しており、同日に同資格を取得したことが記載されている厚生年金保険被保険者証を所持している。

また、社会保険事務所の管理するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は昭和26年4月1日に適用事業所となり、その後、同年8月1日付けで改定記録の記載がなされているが、同年11月12日に、当該事業所に係る厚生年金保険の適用日が、同年4月1日から同年5月1日に遡及^{そきゅう}して訂正された旨の記載があり、いったん同年4月1日に被保険者資格を取得した事業主及び申立人を含めた7人全員の資格取得日が同年5月1日に訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本を見ると、同社は昭和26年3月29日に会社設立の登記が行われていることが確認できる上、上記訂正処理状況

から判断すると、申立期間当時は既に、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、上記訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該訂正処理は有効な処理であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 26 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における資格取得時の記録から、4,500 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和 35 年 12 月 10 日まで A 社に在籍したと主張しているが、申立人は申立期間中の同年 3 月 31 日に市で国民健康保険に加入していることが確認でき、政府管掌健康保険の適用事業所を退職した場合、国民健康保険に加入する必要があることから判断すると、申立人は同日までに、既に政府管掌健康保険の被保険者資格を喪失していたと考えるのが自然である。

また、昭和 36 年 2 月に A 社を退職した元同僚は、「申立人は自分よりも 1 年以上前に退職した。」と証言しており、35 年 9 月 1 日に同社に入社した当時の事業主の息子も、「私の入社時に申立人が在籍した記憶は無い。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月5日から同年9月17日まで厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を20年4月5日、資格喪失日に係る記録を同年9月17日とし、当該期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年6月1日まで
② 昭和19年10月31日から21年2月1日まで

私の夫は、昭和17年3月から44年3月に定年退職するまでの間、出向した期間はあるものの継続してA社に勤務していたが、社会保険庁の記録において、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間とされていないことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 A社が保管する労働者名簿を見ると、申立人は昭和17年3月6日から44年4月1日までの間、出向等の期間を除いて、同社に継続して勤務していたことが確認できることから、申立期間①及び②については、同社に在籍していたことが認められる。

2 申立期間②のうち、昭和20年4月5日から同年9月17日までの期間については、B県発行の軍歴証明書を見ると、申立人は臨時召集により陸軍に召集されていることが確認できる。一方、社会保険事務所の記録によると、申立人の厚生年金保険の加入を確認することができない。

しかしながら、当該期間は陸軍に召集されていた期間であるため、当該期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2の規定により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された

期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入することとされている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間②のうち、昭和 20 年 4 月 5 日から同年 9 月 17 日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び A 社が保管する申立人の労働者名簿の記載から、100 円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間①については、社会保険庁の記録によると、A 社は、昭和 19 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は同年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和 19 年 10 月 31 日から 20 年 4 月 5 日までの期間については、A 社の労働者名簿を見ると、当該期間については「徴用」と記載されているものの、徴用先の事業所の記載が無い上、申立人は既に亡くなっており、申立人を知る元同僚からも徴用先を聴取できないことから、徴用先の事業所における厚生年金保険の加入状況が確認できない。

さらに、申立期間②のうち、昭和 20 年 9 月 17 日から 21 年 2 月 1 日までの期間については、i) A 社が保管する労働者名簿の記載及び B 県が発行した軍歴証明の記載から、20 年 9 月 17 日に召集解除され、同年 11 月 8 日に復職したことが確認できることから、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 が適用される期間ではないこと、ii) 同社に係る被保険者名簿において、申立人と同様に応召記録のある被保険者の記録を見ると、当該被保険者は 21 年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失し、再取得していることから、同社は、21 年 2 月 1 日までの期間について同法第 59 条の 2 による保険料免除期間としての届出を行っていたものと推認できることなどから、申立人のみの当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①並びに申立期間②のうち昭和 19 年 10 月 31 日から 20 年 4 月 5 日までの期間及び 20 年 9 月 17 日から 21 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険者被保険者として、申立期間のうち、申立期間①並びに申立期間②のうち昭和19年10月31日から20年4月5日までの期間及び同年9月17日から21年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和46年4月1日から平成20年9月15日まで継続してA社に勤務し、その間ずっと厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録等から、申立人は、昭和46年4月1日から平成20年9月15日まで同社に継続して勤務し(昭和46年7月に同社本社工場から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直後の昭和46年8月のA社B営業所に係る社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年10月について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該月の標準報酬月額に係る記録を、28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から13年9月1日まで
私が、A社で勤務した平成7年5月1日から13年9月1日までの標準報酬月額と実際の報酬額とが相違しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年10月については、社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額は24万円となっているものの、申立人が所持する給与明細書により、事業主により給与から控除されている厚生年金保険料額は標準報酬月額28万円に相当することが確認できる。

また、当該給与明細書により、本来、標準報酬月額に算入すべき基本給、諸手当、通勤手当等の総支給額は標準報酬月額53万円に相当する上、平成10年10月の定時決定の基礎となる同年5月から同年7月までの総支給額の平均額は標準報酬月額44万円に相当することが確認できる。

標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成10年10月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、28万円とすることが妥当と考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成10年10月を除く期間については、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致することから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要性は認められない。

兵庫国民年金 事案 1244

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、A 市の実家に帰省時に、母が「国民年金掛けたよ。」と言ったので、3,000 円か 5,000 円を母に渡した。また、B 市役所で、国民年金手帳を作成し、昭和 41 年度分の国民年金保険料を昭和 42 年 2 月 18 日に一括納付した時、及び 46 年に滞納が無い事を同市役所の職員に確認したのに、未納となっている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親が、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていた。」としており、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないとしている上、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和 41 年 9 月 1 日に発行されており、それ以前に別の国民年金手帳が申立人に対して発行されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付を行っていたとする母親は既に亡くなっており、当時の状況が不明である上、社会保険庁の記録によると、申立人の兄弟のうち長男は、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入して保険料を納付しているものの、次男及び三男は申立期間について未納であることから、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとまでは推認できず、ほかに申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、B 市役所で昭和 41 年度分の国民年金保険料を昭和 42 年 2 月 18 日に一括納付した時に、職員に実家のある A 市で国民年金に加入していたことを話し、国民年金に保険料の未納が無いことを確認したとしているが、同日時点で 41 年 4 月から 12 月までの分の現年度 9 か月間の納期限が経過しているこ

とから、B市役所では、二重納付を避けるために、前住地のA市に納付状況を確認した上で、国民年金手帳記号番号の取消しや統合を行うことが必要となるが、これらの事務手続を行ったとする市役所の記録は無い上、保険料の収納を行う市町村間の異動に伴い、A市を管轄する社会保険事務所に保管されていた申立人に係る被保険者台帳がB市を管轄する社会保険事務所に移管されたとする記録も無く、申立人が所持する年金手帳にもA市で国民年金に加入していたことをうかがわせる記載は確認できない。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立人の生年月日は昭和17年X月Y日であるにもかかわらず、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、生年を“16年”と誤記入されていることが確認でき、社会保険庁の特殊台帳も生年を16年から17年に訂正したことが確認できるが、戸籍上生年月日を訂正した形跡は無く、申立人が制度上国民年金に加入できない20歳になる前の36年4月から37年2月までの国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から同年11月までの期間及び11年1月から12年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年7月から同年11月まで
② 平成11年1月から12年9月まで

私は、平成13年3月に市役所に赴いて、10年2月から12年9月までの3号被保険者期間の国民年金保険料が二重払いになっていることの話をしたが、返金に関する手続は何も教えてもらえなかったので、還付請求をしないまま60歳になるまで保険料を納付してきた。

ところが、平成19年9月に社会保険事務所で、はじめて10年2月から同年6月までの保険料と同年12月の保険料の還付があったことが分かったが、同年7月から同年11月まで及び11年1月から12年9月までの期間も保険料は納付していたので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年3月に市役所で国民年金保険料の過誤納付に関する話はしたものの、還付請求手続は行っていないとしているが、市の「国民年金被保険者関係届書」によると、12年2月25日に、申立期間①の直前の5か月間(10年2月から同年6月まで)及び直後の1か月(10年12月)の還付請求をしていることが確認でき、申立人の記憶と相違がみられる。

また、社会保険事務局によると、申立期間当時の還付請求に係る事務手続に要する期間は、ほぼ1か月程度であったとしており、社会保険庁の記録によると、平成12年3月27日に国民年金保険料の過誤納付の発生に係る受付処理を行い、同年4月25日に国民年金保険料の還付金の支払いが行われていることが確認でき、市及び社会保険事務所において、適正に当該国民年金保険料の還付処理が行われていることがうかがえるとともに、この還付処理の対象となっ

た以外の申立期間①及び②の国民年金保険料の納付があったことをうかがわせる記録も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年5月までの期間及び50年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から48年5月まで
② 昭和50年7月から54年3月まで

私は、夫が会社を退職したのをきっかけに、国民健康保険に加入するため、申立期間のそれぞれにおいて、A市役所とB市役所で手続を行い、その際、夫婦共に、国民年金の加入手続も行った。どちらかの加入手続の際、窓口でオレンジ色の年金手帳を受け取った。保険料の納付方法や金額については、集金でなかったことと、いつからか口座振替をしたことを覚えている。

ねんきん特別便が届き、申立期間が未納であることを知った。督促も何もきていないので、ずっと納付をしていると思っていた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が会社を退職したことをきっかけに、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号は、昭和54年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票及び申立人が所持している年金手帳において、申立人の住所は、「B市C町」と記載されているが、申立人の戸籍附票によると、申立人が同住所地に転居したのは、申立人が加入手続を行ったと主張する時点以降の昭和52年X月Y日であることが確認でき、

申立内容と一致しない。

さらに、申立期間については、申立人の夫の保険料も未納となっており、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から44年5月まで

私は、昭和36年12月に結婚を契機にA市に転居し、義母が既に国民年金に加入していたこともあって、夫から将来のことを考えて勧められたので、国民年金に加入した。

保険料は私が自宅に来た女性の集金人に納付し、国民年金手帳にはんこを押してもらっていた記憶がある。最初は100円ぐらいで、徐々に200円、250円と値上がりしていったと思う。

当時はんこを押してもらった国民年金手帳は紛失して無いが、納付していないことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年12月にA市で国民年金の加入手続を行ったとしているが、同市を管轄するB社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の名前は確認できない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月にC村（現在は、D町）において払い出されていることが確認できるものの、D町役場の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、「42年4月28日不在決定」と記載され、検認記録欄には、36年7月から40年3月まで「時効消滅」と記載されていることから、申立人に係る国民年金被保険者台帳は、同名簿に記載されている「43年5月7日付」で「不在取消」の手続がなされるまで、C村を管轄するE社会保険事務所で保管されており、申立期間の始期にはB社会保険事務所に移管されていなかったことが推認できるため、申立期間の大部分について当該手帳記号番号によりA市で国民年金保険料を納付することができたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月 26 日から 47 年 5 月 8 日まで
② 昭和 47 年 8 月 19 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 46 年 12 月に A 社に入社し、47 年 5 月に退職するまでの間、現場の指揮監督をしていた。申立期間②については、同年 8 月に B 市にある C 社（現在は、D 社）に入社し、同年 10 月に退社するまでの間、勤務していた。両期間における厚生年金保険料の控除の有無については記憶が鮮明でないものの、間違い無く正社員として勤務していたので、申立期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の勤務状況についての詳細な記憶等から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に昭和 45 年 4 月に入社したとする元従業員は、事業主から「社会保険にはそのうち加入する。保険料は会社負担である。」と言われ、同年 11 月から同事業所で厚生年金保険に加入している記録となっている上、当時、事務（経理）を担当していたとする元従業員も、「同社に入社後、最初の 1 年間については厚生年金保険被保険者記録が無い。また、同時期に同社で事務をしていた友人からは、同社での厚生年金記録は全く無く、保険料も控除されていなかったと聞いたことがある。」と証言していることから、同社では、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もみられない。

2 申立期間②については、C社の業務を引き継いだD社では、会社の統合・合併があったことから、昭和47年当時の記録を保管していないとしており、申立人の同社における在籍の有無を確認することができない。

また、申立人は、C社での元同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿により、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる複数の元従業員を把握し、これらの者に対し、申立人の勤務状況等を照会したが、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、上記の複数の元従業員に入社年月日を照会し、上記被保険者名簿により入社から厚生年金保険に加入するまでの期間を確認したところ、試用期間が2か月程度あったと証言している者がいるほか、前職との間に被保険者期間の欠落が無い者は、「私自身は入社3か月後に、入社時にさかのぼって加入手続をしてもらった。加入前には給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言していることから、同社では、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月1日から同年7月1日まで
② 昭和28年7月1日から29年5月1日まで
③ 昭和29年8月19日から30年7月1日まで
④ 昭和30年7月1日から32年2月1日まで
⑤ 昭和32年7月ごろから同年12月ごろまで
⑥ 昭和33年1月ごろから同年12月14日まで

私は、A社を退職した後、申立期間①はB社に、申立期間②はC社又はD社に、申立期間③はE社に、申立期間④はF社に、申立期間⑤はG社に、申立期間⑥はH社 I 営業所に、それぞれ勤務していたと記憶しているが、社会保険庁の記録上、これら申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、元同僚が起こした交通事故の詳細や営業成績が優秀だった元同僚の名前を記憶しており、申立人が、この当時、関連事業に就いていたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿を確認するほか、J行政機関、K行政機関及び業界団体であるL協会に照会しても、申立人が記憶する「B社」及び「C社」並びに「D社」という名称の事業所の存在が確認できない。その上、社会保険庁の記録においても、これら事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、当該期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを確認することができない。

2 申立期間③については、社会保険事務所が保管するE社に係る厚生年金保険被保険者原票の記録により、申立人は、同社において、当該期間の3か月

前の昭和 29 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、元同僚の証言から、申立人が、被保険者資格の取得前から当該期間以降においても同社に在籍し、当時二人いた同僚のうち一人として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和 29 年 8 月 19 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「健康保険の番号」にも欠番が無く、記録に不自然な点はみられない。

また、当該期間当時のもう一人の元同僚については、当該期間における厚生年金保険の加入記録は無く、後の昭和 30 年 12 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、勤務していた期間のすべてについて、厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認できる。

- 3 申立期間④については、元同僚の証言により、申立人が F 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F 社については、法人登記簿により大正 10 年 8 月 26 日に設立していることが確認できるものの、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の新規適用日は申立人が同社を退職して約 3 年後の昭和 35 年 6 月 1 日とされており、申立期間④当時は適用事業所ではないことが確認できる。また、元同僚の厚生年金被保険者記録及び証言等からは、当該期間において同社が社会保険の適用を受けていたことがうかがえる周辺事情は見当たらず、事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情も無い。

- 4 申立期間⑤については、申立人は、G 社で修理や販売を行っていたとして、申立人が記憶している同社の元専務の弟によると、同社は修理会社でありながら販売も取り扱っていたとしており、業務内容について申立人の主張と一致していることから、申立人が、同社の業務に携わっていたことは推認できる。

しかしながら、G 社の元専務の弟によると、申立人が先輩の販売員だったと記憶する人物は、同社の従業員ではなく委託販売員であったと証言している。また、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録においても、申立人が先輩であったと記憶する人物についての被保険者記録は確認できない。したがって、この人物は、同社の従業員ではなく、委託販売員であったと考えられ、申立人も委託販売員であった可能性が高いものと考えられる。

さらに、G 社元専務の弟は、同社は昭和 40 年代に倒産し、代表者及び専務は既に死亡し、当時の関係資料も現存しないと証言しており、申立期間当時の状況が不明である。

5 申立期間⑥については、社会保険事務所が保管するH社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該期間の終期である昭和 33 年 12 月 14 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社が作成している「在籍票」においても、申立人が、同日付けで、I 営業所の同資格を取得していることが確認できる。

したがって、申立人が当該期間においてH社に勤務し厚生年金保険に加入していたことをうかがうことができない。

6 このほか、申立人が申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い上、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 860

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月 31 日まで

A社は、正規の職員を10人以上、ほかにパートを雇用していた。私は、昭和39年4月から40年3月末まで同社で勤務しており、当時は学生であったが、1日8時間働いていた。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、その期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届等の控え及び社会保険庁のオンライン記録では、申立人の氏名を確認できない上、申立期間において健康保険番号に欠番が無く、被保険者記録に不自然な点はみられない。

また、昭和39年4月にA社に就職した5人（申立人を含む。）のうちの一人は、「同期のうち3人は2年課程の学校に通っており（そのうち一人は41年2月1日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人を含む二人には同社での被保険者記録が無い。）、ほかの二人は1年課程の学校に通っていた（いずれも40年4月1日に同社で被保険者資格を取得）。学費は同社が負担しており、同社では、学校を卒業するまでは厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言しており、申立人の1年先輩である元同僚（38年4月、同社に就職）が、学校卒業後の40年4月1日に被保険者資格を取得していることも確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月18日から6年3月17日まで

私は、平成元年3月17日にA社を定年により退職後、同社の紹介でB社に入社し、6年12月まで継続して勤務していたが、65歳に到達する同年*月*日までの厚生年金保険被保険者期間が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月18日から6年12月までの間、B社において継続して勤務していたとしているところ、事業主の証言及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、B社は平成2年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち元年3月18日から2年5月31日までの期間については、適用事業所となっていない期間である。

また、事業主によると、「申立てどおりの届出は行っておらず、厚生年金保険料についても給与から控除していない。健康保険証についても事業所を通じて渡したことは無い。」としており、申立人も「事業所を通じて健康保険証を受領した記憶は無い。」としているところ、A社健康保険組合によると、申立人は、平成元年3月18日から3年3月17日までの期間に同健康保険組合の任意継続被保険者となっているとしている。

さらに、申立人が所持する平成4年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額について、その内訳は不明であるが、仮に、源泉徴収票に記載されている給与支払額から推定される報酬額に見合う健康保険料及び厚生年金保険料を

算出し、これに雇用保険料及び平成4年に納付した申立人の妻の国民年金保険料（4か月分）を加えたとしても、源泉徴収票に記載されている控除額とは大きく乖離^{かいり}している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 13 年 9 月 ごろまで
昭和 62 年 12 月 1 日から平成 13 年 9 月 ごろまで A 社に勤務したが、社会保険事務所の記録によると、11 年 4 月 1 日資格喪失となっている。納得できないので、調査の上、同年 4 月 1 日から 13 年 9 月 ごろまでの期間について厚生年金保険被保険者であったことの確認を求める。

第3 委員会の判断の理由

A 社の登記簿謄本により、申立人は申立期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、A 社は、平成 11 年 4 月 1 日に適用事業所でなくなっているところ、申立人が同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理及び同年 10 月の標準報酬月額^{そきゅう}の定時決定の取消処理が、いずれも 12 年 11 月 1 日付けで行われていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届を見ると、平成 12 年 10 月 31 日（社会保険事務所の受付印有り）に、全喪日を 11 年 4 月 1 日とし、申立人の役職名、氏名及び押印が明記されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、A 社の全喪日（平成 11 年 4 月 1 日）までに、申立人を含む 15 人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、同日においては、申立人以外に被保険者資格を有している者がいなかったことが確認できる。

これらのことから、申立人は、社会保険庁に記録されている当該事業所の記録には納得できないと申し立てているが、代表取締役であった申立人が関与せずに当該届の処理が行われたとは考え難く、当該喪失処理に係る事業所の意思

決定について責任を有していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの喪失処理に職務上関与しながら、当該喪失処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 38 年 4 月 21 日まで

私は、平成 20 年にねんきん特別便に書かれた内容を見て、昭和 30 年 10 月 1 日から 38 年 4 月 21 日まで勤務していた事業所について、脱退手当金の支給が 39 年 4 月になされたことによって厚生年金保険の被保険者期間に算入されていないことを知った。

私の嫁ぎ先が事業を営んでいたもので、手伝いに忙しく、平日に外出できるような状況ではなかった上、私は脱退手当金制度を知らなかったし、請求もしていないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、社会保険庁が保管する申立人に係る被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、国民年金の加入手続を行っておらず、年金の加入期間を通算して確保しようとした意思はない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月15日から33年8月21日まで

私の年金記録では、A社に勤めていた期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、当該期間の脱退手当金の請求をしたことも、受給したことも無い。

退職時には、会社から退職金など一切受け取らないで、田舎に帰ったことを覚えている。脱退手当金を受給してないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日以降、昭和33年9月15日に「氏名訂正」（氏名の「甲」を「乙」と訂正）が行われた後、同資格喪失日から約2か月後の33年10月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、そのほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 30 日から 52 年 3 月まで
② 昭和 55 年 6 月から 57 年 2 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から 59 年 2 月まで

私は、A社を退職直後の昭和 39 年 9 月 30 日にB社に入社し、52 年 3 月末まで継続して勤務した後、C社及びD社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると申立てに係る事業所での厚生年金保険被保険者期間がすべて無いとされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、E市内に所在するB社において勤務していたとしているところ、同業者のF社の事業主は、B社を下請として起用したことがあると証言しており、個人事業所としてのB社の存在は推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、G県及びE市H課の業者登録名簿においても、同社に係る記録は確認できず、当時の状況を確認することができない。

また、申立人は、元同僚を記憶しておらず、上記のとおり当該事業所に係る記録も確認できないことから、当時の元同僚等から供述を得ることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、C社において勤務していたとしているが、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間を含む昭和 49 年 4 月 1 日から 62 年 9 月 1 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者 55 人の中に申立人の氏名は確認できない上、同名簿の健康保険の番号には欠番は無く、記録に不自然な点は見ら

れない。

また、申立人は、元同僚の名前を記憶していないため、申立期間にC社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員6人から聞き取りを行ったが、一人は、「申立人らしい人物がいたと思うが、臨時社員で短期間の勤務であった。」と証言し、そのほかの5人は「申立人を記憶していない。」としており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

- 3 申立期間③については、申立人は、D社において勤務していたとしているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、新規適用事業所となった昭和56年11月9日から62年5月1日までの間(申立期間を含む。)に厚生年金保険被保険者資格を取得した者17人の中に申立人の氏名は確認できない上、同名簿の健康保険の番号には欠番は無く、記録に不自然な点は見られない。

また、申立人は、元同僚の名前を記憶していないため、申立期間にD社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員6人から聞き取りを行ったが、すべての者が「申立人を記憶していない。」としており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 34 年 3 月末に学校を卒業後、同年 4 月から A 社に就職し、36 年 11 月末まで同社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できるが、同社は既に廃業しており、当時の事業主は亡くなっている上、同社を継承している B 社によると、同社における人事記録及び賃金台帳等は保管していないため、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、複数の元同僚によると、申立人が A 社で勤務していたことは記憶しているが、申立人と同じく昭和 35 年 5 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している二人の元同僚も含めて、申立人がいつから厚生年金保険被保険者資格を取得（保険料を控除）したか、当時の事業所における厚生年金保険の加入状況について不明であるとしている。

さらに、社会保険庁が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 28 年 11 月 1 日から申立人が退職した 36 年 11 月 30 日までの間に被保険者資格を取得した者が 36 人おり、申立人は 35 年 5 月 1 日に「*番」で資格取得していることが確認できる上、「1番」からの健康保険整理番号に欠番等はなく、同名簿に申立人の記録の欠落をうかがわせるなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを示す関連資料（給料明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 25 日から 55 年 9 月 1 日まで

申立期間においては、A県から原料BをC県、D県、E県、F県、G県へ繰り返し運搬していた。家族で病院にかかっているものもあり、健康保険を使用していた。この間の厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所であるH社において昭和50年2月25日から勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によれば、55年9月1日に同社での厚生年金保険の被保険者資格を取得し、57年4月30日に同資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

また、H社の現在の事業主は、「私は、申立期間当時から社会保険の手続事務をしていた。当時から、勤務している者は、すべて社会保険に加入させていた。社会保険の手続書類もすべて保管しており、申立期間に係る書類が残っていないのであれば、その期間は会社にはいなかったことになる。」と証言している上、同社が保管している社会保険の手続書類を見ると、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

さらに、当時、H社の元同僚も、「当初、H社の関連会社において請負で働いていた後、同社に入社した。社会保険の加入は、入社と同時にさせていたと思う。自分の記録にも間違いは無い。」旨の証言をしている。

加えて、社会保険事務所が管理するH社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、その記録に不自然さはみられない上、雇用保険の記録を見ると、申立人の同社に係る資格取得日は昭和55年9月1日、離職日は57年4月30日であることが確認でき、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 29 日から 37 年 5 月 30 日まで

A社に勤務していた兄が、人手が足りないのので来てくれと再三にわたり言うので、私は、それから半年後の昭和 37 年 5 月 30 日にB社を退社し、A社に勤務することとなった。

社会保険事務所の記録によると、私はB社を昭和 35 年 1 月 29 日に退職したことになるが、それだと、私が 2 年 4 か月も遊んでいたことになる。私は 1 日も休んだことは無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、B社での被保険者記録が確認できる元従業員 11 人から聴取しても、申立人が申立期間において同社に在籍していたことの証言を得られない上、同社は既に廃業していることから、当時の人事記録等を調査できないため、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

また、B社の元従業員のうち、申立期間当時に厚生年金保険の資格を喪失している者（昭和 35 年 11 月 21 日資格喪失）は、「申立人は私より先に退職したと思う。」と供述している。一方、A社の元従業員は、「私は 36 年ごろに入社したが、その時には申立人は既に勤務していた。」と供述している。これらのことから、申立期間当時、申立人は同社において勤務していたことがうかがえる。なお、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 37 年 6 月 1 日であり、申立人及び代表取締役等もすべて同日付けで同社での被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が健康保険証を返納した旨の記載が確認できる上、当該名簿の

申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、その記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月 11 日から 53 年 11 月 1 日まで
② 昭和 56 年 8 月 26 日から 58 年 6 月 11 日まで

私は身体が弱いため、年金と健康保険には必ず入っていました。昭和 48 年から 53 年 11 月までA社に勤務していましたが、約 5 年半も厚生年金保険と健康保険に入っていないことを知りました。その間は結婚もして健康保険を使っていました。56 年からは私個人の会社を設立しました。この会社は個人事業のため私は社会保険に加入することができなかつたので、引き続き、先に勤めていたB社で社会保険に加入していました。調査の上年金記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、詳細な申立内容により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 53 年 4 月 5 日にB社として法人組織に改組し、同年 11 月 1 日から社会保険の適用事業所となっており、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、同日に整理番号*番により、被保険者資格を取得していることが確認できる。

したがって、申立期間①については、当該事業所が社会保険の適用を受ける前の期間であり、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

また、適用事業所になる前の期間であるため、B社の新規適用時に在籍していた複数の者に照会したが、回答のあった者はすべて新規適用時からの勤務者であり、A社における申立人の勤務状況及び事業所の状況について確認

することができない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社を退職した後、個人で事業を行ったが、社会保険に加入できなかったため、同社における勤務の実態は無いが、社会保険料を同社に持参し、社会保険に加入して、健康保険証を取得し使用していたと主張しているものの、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人は、昭和56年8月26日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該原票以外には申立人の氏名が記載された原票は見当たらない上、整理番号の欠番等は無く、記録に不自然な点はみられない。

さらに、厚生年金保険法第9条には、「適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とする。」旨の被保険者の要件を規定しており、申立人は、「勤務の実態は無かった。」としていることから、被保険者の要件を満たしていないと思われる。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していたことを推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 26 日から同年 2 月 3 日まで

私は、昭和 38 年 10 月 4 日付けでA社に入社し、39 年 2 月 3 日に退職したが、自分で記録していた厚生年金保険料の控除額を記載した資料では、38 年 10 月から 39 年 1 月まで 4 か月分の保険料が引かれたことになっているのに、ねんきん特別便の記録では厚生年金保険被保険者期間が 3 か月しか無く、1 か月抜けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 10 月 4 日付けでA社に入社し、39 年 2 月 3 日まで同社で勤務したと主張しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す過去の給与額及び厚生年金保険料控除額を記載したメモ書きの資料を当委員会に提出している。当該資料を見ると、申立人が同社に勤務していたとする 38 年 10 月から 39 年 2 月までの各月について、控除された保険料とみられる金額の記載が確認できる。

しかしながら、A社が保管する厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人については、入社日が 38 年 10 月 4 日、退職日が 39 年 1 月 26 日とされており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない上、当該記録は社会保険庁の記録とも一致する。

また、申立人は、A社在籍当時の元同僚の氏名を記憶していない上、社会保険庁の記録で確認できた、申立人とほぼ同時期に同社において被保険者資格を取得している複数の元従業員も、申立人が同社に在籍していたことについて記憶していないとしていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことについての証言を得ることができない。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると「被保険者期間を計算する場

合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。また、厚生年金保険法第 81 条第 2 項によると「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、被保険者資格を喪失した月である昭和 39 年 1 月分の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の 39 年 1 月分として給与から控除された厚生年金保険料については、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 1 月 31 日まで
昭和 42 年の年末のボーナスをもらった日のことをはっきりと覚えているので、A社に入社したのが 43 年 2 月であるはずがない。申立期間も厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた元同僚二人の証言等から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該元同僚のうち、申立期間と同時期に約 4 か月半、A社に勤務していたとみられる一人については、社会保険事務所が保管する同社に係る被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

このことについて、A社の事業主は既に死亡しているため、証言を得ることができないが、申立期間当時の同社の事務担当者は、「申立人が入社した日は覚えていないが、当時は 3 か月から 6 か月程度の試用期間があったと思う。社長の指示どおりに保険の手続をしていたので、手続をしていない場合には給料から保険料を引いたりもしない。」と証言していることから、同社では、申立人及び上記の元同僚について、入社後すぐには、厚生年金保険の加入手続を行わなかったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿を見ると、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点はみられない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から37年5月1日まで
昭和34年4月に子供が小学校に入学すると同時に、近所の人から勧められ、A社B支社への入社を決めた。入社後3年間は、わずかな給与をいただくのに毎日くたくたで、このような大変な思いをしながら勤務した3年間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、A社B支社で勤務し、入社当時は日勤ではなく自由出勤（出勤日が不特定）であったとしているが、同社は、「当社で管理している人事記録によると、申立人は、当社C支社に昭和37年1月19日に入社し、同年5月1日から社会保険に加入している記録となっている。なお、当時は、各職種に応じて、入社から3か月又は6か月後に社会保険に加入していたと思われる、申立人については、社会保険庁の記録に間違い無いと考える。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務状況は明確でない。

また、A社は、「当社の職務内規に『営業職員については、昭和35年5月1日から順次保険に付保する』と定められていることから、営業職員はそれ以前の期間、基本的に厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 2 日から 35 年 4 月 1 日まで

昭和 34 年 9 月 2 日から 35 年 4 月 1 日まで A 社に正社員として勤務していた 7 か月の年金記録がありません。ハローワークを通じて社会保険のある会社を選んだはずですので調査してください。工場ではなく、本社で事務をしていたので、同僚は社長を含め 4 人ほどしかいません。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容から、期間は特定できないものの、申立人が、A 社（その後の合併等により、現在は、B 社）において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、A 社に係る資料が保存されていないため、当時の状況は不明であるとしている上、同社の元事業主も既に亡くなっていることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が名前を記憶していた元同僚二人を含む所在の確認ができた元従業員 7 人に照会を行い、3 人から回答があったものの、いずれの元従業員も申立人のことを記憶していない上、申立人が名前を記憶していた元同僚一人は、「私は経理事務を担当しており、同郷の出身の女性であれば、覚えているはずであるが、覚えていないということは、よほど短期間の勤務だったのではないか。当時は、試用期間があり、しばらく様子を見てから社会保険に入れたように記憶している。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は記載されていない上、同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 12 日から 53 年 12 月 26 日までの間の
約 2 年間

私は、具体的な期間は覚えていないが、昭和 37 年 5 月 12 日から 53 年 12 月 26 日までの間の約 2 年間、A 社（現在は、B 社）に継続勤務し、給与から毎月、厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているが、社会保険庁の記録によると、すべての厚生年金保険被保険者期間が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 5 月 12 日から 53 年 12 月 26 日までの間の約 2 年間、A 社において継続して勤務していたとしているところ、申立人が記憶している元同僚によると、「在籍期間は不明であるが、私が所持している昭和 45 年 5 月撮影の社内旅行の写真に申立人が写っている。申立人は 44 年 6 月ごろから在籍していたと思う。」と証言していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A 社での具体的な勤務期間を記憶しておらず、昭和 35 年 1 月から 54 年 4 月までの期間に在籍していた元従業員のうち、14 人から聴取した結果、このうち 4 人は、「申立人のことを記憶しているが、申立人は、C 社からの応援として、1 年から 1 年半の期間アルバイト的な勤務をしていた。」と証言している。

また、申立期間当時を知る B 社の顧問税理士によると、「同社の給与の支払調書を見たが、申立人の名前は見つからなかったので、アルバイト的な勤務を行っていたのかもしれない。」としている。

さらに、C 社の事業主も、「昭和 40 年代に自社工場増設工事の間、申立人を

A社に応援として勤務させたかもしれない。」と証言している。

加えて、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険に新規適用された昭和30年12月1日から現在に至るまでの54人の被保険者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号には欠番も無く、記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこと示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 39 年 4 月まで

私は、昭和 38 年 10 月に A 社に入社して 39 年 4 月末に退職するまでの間、同社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間がすべて無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 10 月から 39 年 4 月末までの間、A 社において勤務していたとしているところ、同社の複数の元同僚の証言から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該元同僚によると、申立期間における申立人の勤務形態については不明であるとしている上、A 社の元事業主は既に亡くなっており、元事業主の妻も当時の状況については不明であるとしていることから、申立期間当時の申立人の勤務形態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人の元同僚によると、A 社が設立された昭和 37 年 10 月ごろから勤務を開始したものの、厚生年金保険には 40 年 6 月 1 日から加入したとしていることから、当時、事業主は勤務していた従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な記載等はみられず、事業主が申立人を厚生年金保険の被保険者として社会保険事務所に届け出たことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 11 月 15 日まで

私は、昭和 17 年 2 月に A 社 B 事業所に入社し、勤務していたが、19 年 8 月に陸軍に入営した。20 年 8 月に終戦を迎え、私は武装解除されて、抑留されていた。23 年 10 月ごろ復員して、元の勤務先に復職した。申立期間は在籍状態とされており、給与も支払われたはずである。54 年 12 月に会社から 40 年勤続表彰も受けているのに、厚生年金保険の記録に欠落期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社が発行した職歴証明書により、申立人が同社 B 事業所に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、C 県が発行した軍歴証明書を見ると、申立人は、昭和 19 年 8 月 1 日に陸軍に入営し、23 年 9 月 16 日に復員したことが確認できる。

また、旧厚生年金保険法（昭和 19 年 2 月法律第 21 号）第 59 条ノ 2 は、厚生年金保険の被保険者が陸海軍に徴集または召集された期間（19 年 10 月 1 日から 22 年 8 月 31 日までの期間内に限る。）については、被保険者自身の負担する保険料のみならず、事業主の負担する保険料も含めて、保険料全額免除の取扱いを定めたものであるが、新憲法施行に伴い同法の改正が行われ、同法施行令第 25 条ノ 2 の規定により、保険料免除の適用期間が 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 3 日までと短縮して施行されたことから、実際の厚生年金保険料免除の適用期間は、19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までとされているところ、社会保険事務所が管理する申立期間に係る A 社 B 事業所の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名が記載されたページを含む前後合わせて 21 ページに記載された被保険者 420 人のうち、35 人（申立人を含む。）が 22 年

6月1日に被保険者資格を喪失したことが確認できる上、35人全員の備考欄に旧厚生年金保険法第59条ノ2を意味したと思われる「59を○で囲んだ記載」が確認できることから、陸海軍に徴集又は召集されたことにより厚生年金保険料が免除されていた被保険者35人全員に対して、22年6月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格喪失手続がなされたものと推認できる。

さらに、A社B事業所は、人事記録により申立人が申立期間に在籍したことは確認できるものの、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことを確認できる関連資料は一切残存しておらず、当時の給与支給や厚生年金保険料控除の状況を確認することはできないとしている。

加えて、前述の申立人以外の被保険者34人についても、申立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できず、居所が不明であることから、当時の状況について証言を得ることもできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 9 日から同年 9 月 1 日まで
A社には、昭和 45 年 1 月から正社員として勤務していた。厚生年金保険の記録が漏れているのはおかしい。記録訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び雇用保険の記録などから、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の同社における雇用保険の記録を見ると、昭和 45 年 9 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年 12 月 31 日に同資格を喪失していることが確認でき、社会保険庁が保管する厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、元同僚の証言からは勤務期間を特定できず、申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、複数の元同僚は、「アルバイトなど、社会保険に加入しない社員もいた。」と証言しているが、申立人の申立期間における勤務状況については不明であり、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間当時の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から38年7月1日まで

私は、A社を退職した昭和38年7月から国民年金に加入し、国民年金保険料を未納無く納付してきた。

社会保険事務所の記録によると、私は、A社に勤めていた厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受給した覚えは無く、受給する理由も無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が昭和43年9月に全喪するまで同社に勤務していた女性で脱退手当金の受給要件を満たしている27人(申立人を除く。)について調査したところ、17人が脱退手当金を受給している。また、上記27人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に同社を退職した15人についても、8人が脱退手当金を受給している。さらに、このうち7人は資格喪失日から6か月以内に支給決定されており、申立人も資格喪失日から約6か月後に支給決定されている。このように、当時同社では、申立人を含む多数の退職者について、資格喪失後比較的早い時期に脱退手当金が支給決定されていることから、これらの脱退手当金の請求については、被保険者の委任に基づき事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から支給決定までが6か月であることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。